

知的所有権ニュース (2015年2月)

〒392-0015  
長野県諏訪市中洲1602-3  
**三枝特許事務所**  
TEL:0266-53-4197  
FAX:0266-58-8602  
E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

明けましておめでとうございます。昨年は災害の多い一年でしたが、本年はおだやかな年になりますことを願っております。

知的財産権の分野では、近年、権利の強化による知的財産の適切な保護が従来にも増して要求されるようになってきているとともに、国際的な知的財産権の枠組み、各国の知財システム間の競争などが顕著になってきているように感じられます。このため、本年は、知財強化の潮流に新たな変化が生じる年になるかもしれません。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。よろしく願い申し上げます。 三枝

#### 1. 特許電子図書館の廃止と、特許情報プラットフォームの新設について

現在稼働中の特許電子図書館（IPDL）が来る平成27年3月20日を持って終了します。そして、休み明けの平成27年3月23日より、新サービスとして特許情報プラットフォームが開始されます。従来に比べて幾つかの点で改善がなされています。

新サービスの主な特徴は以下の通りです。

- ①検索画面の入力ボックスの改良
- ②一覧表示画面の詳細化
- ③各種機能の相互リンクの充実
- ④J-Globalとの連携
- ⑤論理式検索と入力内容の論理式展開が可能
- ⑥Fタームとテキストの組合せ検索が可能（検索期間に制限あり）
- ⑦音商標などの新たな商標への対応

なお、詳細な事項については、以下のURLにアクセスしてください。

<特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)開始のお知らせ>

[http://www.inpit.go.jp/info/j\\_platpat\\_info/oshirase/oshirase00001.html](http://www.inpit.go.jp/info/j_platpat_info/oshirase/oshirase00001.html)

#### 2. 特許法等の一部を改正する法律の施行日が決定される。

本年の5月24日に公布されました「特許法等の一部を改正する法律」の施行日を定める政令が去る平成27年1月28日に公布され、施行日は平成27年4月1日に決まりました。

ただし、ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法としての改正の施行期日は、同協定の発効の日となります。

また、上記政令とともに、「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（特許異議の申立てにおける手数料等を規定するものです。また、色彩や音といった新しい商標の登録に係る規定等を整備するものです。）と、「特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令」（ジュネーブ改正協定締約国（47の国及び機関）に意匠を一括出願するための手数料等を規定するものです。）が公布されています。

なお、詳細な事項につきましては、以下のURLにアクセスしてください。

<平成26年改正特許法等の施行のための政令が閣議決定されました>

<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150123002/20150123002.html>

### 3. 新たなタイプの商標（特許法等の一部を改正する法律）について（第2回）

前回の知的財産権ニュースでは、新たなタイプの商標のうち、（1）「音商標」と（2）「色彩のみからなる商標」について概略を説明しました。

今回は、（3）「位置商標」、（4）「動き商標」、（5）「ホログラム商標」についてご紹介します。なお、これらの5種類の新たな商標については、2月以降、全国で、商標審査基準の改訂についての説明会が開催される予定となっております。

#### （3）「位置商標」

「位置商標」は、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合からなる商標」であって、その商標を商品又は役務の提供の用に供する物等に付する位置によって特性されるものである（省令により新たに規定される予定）。

##### ・出願方法について

「商標登録を受けようとする部分」を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、当該部分及びそれを付する位置が特定されるように表示した1又は複数の図又は写真により、また、商品全体におけるその位置の部位の名称、形状、特徴等についての説明が要求されるもよう。

##### ・識別力について

標章自体に識別力が認められる場合には、その位置に拘わらず識別力が認められる場合が多くなると考えられる。

一方、標章自体に識別力が認められない場合には、その位置によって識別力が生じることが通常考えにくく、原則として、識別力があるとは認められない。このような場合には、使用による識別力の獲得が必要になるものと考えられる。

##### ・商標の類否について

標章自体に識別力が認められない場合には、標章が同一又は類似で、かつ、位置が同一又は類似の場合には類似することが多いと考えられる。また、この場合には、標章を要部として抽出することは適切でないから、当該標章からなる図形商標とは原則として類否判断は行わない。

一方、標章自体に識別力が認められる場合には、標章が同一又は類似であれば、位置が銅値又は類似でない場合でも、類似することが多いと考えられる。また、この場合には、当該標章からなる図形商標又は立体商標とは類似することが多いと考えられる。

なお、この「位置商標」と、前回説明した「色彩のみからなる商標」とは重疊的な保護が可能であるため、双方での権利化を図ることも考えられます。

#### （4）「動き商標」

動き商標は、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標」に含まれる（改正商標法第5条第2項第1号）。ここで、時間の経過に伴い標章自体の形状等が変化するもののみならず、時間の経過に伴い標章が移動するという変化についても保護が可能と考えられ、また、標章等が移動する軌跡が線等により描かれるように表される場合、当該軌跡についても商標の一部として考慮される。

##### ・出願方法について

動きの特徴を把握するに十分な1又は複数の図又は写真により表現する。また、構成要素としての文字及び図形等の標章の説明、標章の動きの様子、特徴、順番又は全体の所要時間等についての具体的かつ明確な説明が求められる。

##### ・識別力について

標章そのものに識別力が認められる場合には、商標全体として識別力が認められる場合が多いと考えられる。

一方、標章そのものに識別力が認められない場合には、原則として、商標全体としても識別力が認められない場合が多いと考えられる。しかし、使用により識別力を獲得した場合や動き方に識別力が認められる場合もあり、後者の例としては、標章の動きが軌跡として線で表され、それが文字や図形等を形成する場合などが挙げられる。

・商標の類否について

動き商標を構成する標章と、その標章が時間の経過に伴い変化する状態から生ずる外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を結合して、商標全体として考察すべきである。

標章に識別力があると認められる場合には当該標章と同一又は類似の商標とは原則として商標全体として類似し、識別力のある標章が軌跡を描く場合には当該軌跡と同一又は類似の商標とは原則として商標全体として類似する。識別力のある標章の軌跡が線として残らないような動き商標と、当該標章とは非類似の標章が同一又は類似の軌跡を描くが線として残らないような動き商標とは、原則として、商標全体として類似しない。

標章自体が変形する場合には、変化の前後の標章と、当該標章からなる図形商標とは類似することが多いと考えられる。この場合の類否判断では、変化の冒頭や最後に表れる標章は需要者の記憶に残りやすく、中間の標章は残りにくいなどの事情が考慮される。

**(5) 「ホログラム商標」**

ホログラム商標は、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標」に含まれる（改正商標法第5条第2項第1号）。

・出願方法について

ホログラム商標は、見る角度や光の当たり具合によって変化して見える文字や図形等を一又は複数の図又は写真により表現する必要があるとともに、商標の詳細な説明の記載において、その変化の態様に関する具体的かつ明確な説明が求められる。

・識別力について

ホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときは、それぞれの表示面に描かれた要素に着目して全体の識別力を判断する。

・商標の類否について

複数の表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられる場合には、要部観察をすべきとする特段の事情がない（一連一体の商標）と言えることから、一方の表示面に表される標章と同一又は類似の商標とは類似しないと考えられる。

また、複数の表示面の各構成要素間に結合要因が考えられない場合には、個々の表示面に表される標章と同一又は類似の商標と類似すると考えられる。

さらに、多数の表示面に別々の標章が表示される場合には、そのいずれか一つの表示面に表される標章と同一又は類似の商標とは全体として類似しない場合が多いと考えられる。

**4. 平成27年度関東地方発明表彰の募集について**

現在、関東地方発明表彰の募集が行われています。募集期限は平成27年3月31日（火）となります。詳細は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人長野県発明協会 担当 土屋邦彦 電話026-228-5559

**【連絡事項】**

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成27年 2月 4日（水）：伊那商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成27年 3月11日（水）：茅野商工会議所

- ・弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。
- ・弊所では企業様との間で**顧問契約**を締結しています。契約コースは2万円／月、5万円／月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導等の支援を行います。
- ・弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。